

An aerial photograph of a city, likely in Japan, showing a dense urban area with a grid-like street pattern, surrounded by green hills and a river. The image is overlaid with a semi-transparent blue filter. A dark blue rectangular box is positioned in the center of the image, containing the text '第 1 章' in white.

第 1 章

はじめに

1 総合計画策定の趣旨

本市は、平成28年度を初年度とする「富谷市総合計画」を策定し、令和7年度を目標年次として各種施策を展開し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。この間にも、本市を取り巻く社会経済情勢は、急激に変化しています。

平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、本市においても、平成27年に「富谷市地方創生総合戦略」、令和3年に「第2次富谷市地方創生総合戦略」を策定し、地方創生の理念と富谷市総合計画の将来像を重ね合わせ、有機的な連携を図り、積極的な取組を進めてきました。

また、市制施行から10年を迎える令和8年度からの次のステージに向けて、市民・地域・企業・行政が一体となって更なる取組を進めていけるよう、新たな将来ビジョンを掲げて進めるまちづくりの方向性を、市民の皆様をはじめ多様な主体と共有することが重要となります。

今後、社会情勢等が大きく変化していく中においても、必要な市民サービスを安定的に供給し、持続可能なまちづくりを実現するためには、中長期的な視点と時代の変化に即応する短期的な視点を併せ持った計画の策定が必要となることから、これまでの「富谷市総合計画」「第2次富谷市地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承・統合し、新たなビジョンとなる「第2次富谷市総合計画」を策定しました。



2

計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されており、福祉、教育、産業、環境、建設など地方自治体が行うすべての分野にわたる計画の指針となるもので、目指すまちづくりの方向性や、それを実現するための施策などを定める、市のまちづくりにおける最上位の重要な計画です。

基本構想

期間 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度(10年間)

市のまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた基本目標などを定めるとともに、取組の方向性を示す基本計画の指針となるものです。

計画期間は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要性から、10年間としています。

基本計画

期間 (前期) 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度(5年間)

(後期) 令和13(2031)年度～令和17(2035)年度(5年間)

基本構想に掲げる「市の将来像」を実現するための施策体系や施策の方針、成果目標などを定めたもので、個別具体の事業を示す実施計画の指針となるものです。

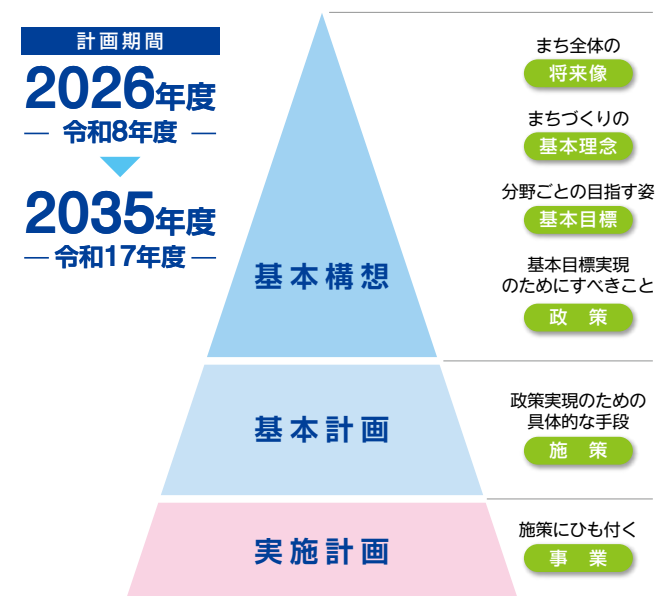
計画期間は、中期的な観点から達成度を検証し、計画の見直しを含めて基本構想の実現を目指していくものとして、前期計画5年間、後期計画5年間としています。

実施計画

期間 毎年度策定

実施計画は、財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示すものです。

計画の期間は3年とし、毎年、社会経済情勢の変化及び財政状況を勘案しながら策定します。



第3次富谷市地方創生総合戦略

期間 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度(5年間)

第3次富谷市地方創生総合戦略については、より効率的で実効性のある市政運営の指針になる計画とするため、総合計画と一体化し、総合的かつ効率的に推進します。

前期基本計画の中でも「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に即し、特に人口増加に向けて即効性のある効果的な事業を抽出し、明確な達成指標を定めながら重点的・戦略的に実施し、人口増加に向けた着実な発展を目指します。

■ 進行管理

10年にわたる計画期間においては、年次や時期ごとの経済・財政事情に対応しながら、施策や事業を効率的かつ効果的に実施します。併せて、実施状況を把握し、適切な進行管理を図るとともに、市民に情報公開を行います。さらに、施策や事業の目標達成度や効果を定期的に検証し、その結果を計画に適切に反映していきます。

今後、社会経済情勢の変化等により、総合計画の改定が必要な場合には弾力的に見直していくこととします。

持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略であり、2015年に国際連合で採択された世界共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲット(ゴールごとの詳細な方向性)から構成されます。

自治体や企業、そして市民一人ひとりがSDGsの達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続可能な地域を創り出すことにつながっていきます。

本市が基本構想に掲げる将来像「住みたくなるまち日本一」や基本目標は、市民や事業者、行政などの関係者が共にまちづくりに取り組むことによって実現されるものであり、これらの取組こそがSDGs達成に貢献するものと考えています。計画に基づく施策の推進を図ることにより、多くのSDGsの達成に取り組んでいきます。



3

第1次総合計画から大事にしているまちづくりのキーワード

本市では、第1次総合計画から次のことをまちづくりのキーワードとして大事にしています。

田園都市の実現

田園都市とは、都市機能と自然豊かな田園の長所を備えた、自然と社会的機能の融合を目指すものです。

国では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方の社会課題の解決や魅力向上を実現し、地方の活性化を加速することを目指しており、都市機能と田園の長所を融合したまちづくりを進めることが期待されています。

本市は、49.18km²というコンパクトな市域の中に、古くからの田園地帯や森林が広がる地域がある一方で、南部には新興住宅地や商業地が広がっています。豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市構造を形成してきました。

これからも「住みたくなるまち日本一」の実現に向け、このような田園都市構造をさらに発展させ、社会生活と自然が調和した持続可能な田園都市を目指します。



子どもにやさしいまちづくりの推進

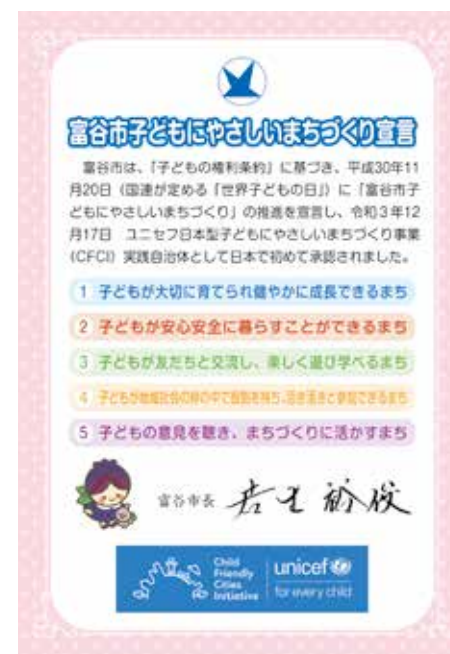
富谷市は、平成29年1月に日本ユニセフ子どもにやさしいまちづくりの作業部会に参加して以来、「子どもにやさしいまちとは、どういうものか」を考え、平成30年5月には全庁的な取組として「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」を設置しました。

この連携会議では「富谷市としての子どもにやさしいまち」について議論を続け、子どもの権利が守られていることが一番大切だと考え、平成30年11月に「子どもの権利条約」の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に基づいた5つの柱からなる「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言しました。

令和3年12月には、国内で初めて子どもにやさしいまちづくり実践自治体の一つとして日本ユニセフ協会から承認を受けました。具体的な取組として、推進庁内連携会議を通して、すべての職員一人ひとりが「子どもにやさしいまちづくり」について考え、「とみやわくわく子どもミーティング」や「生徒会サミット」、「図書館を使った調べる学習コンクール」などを通して、子どもたちの意見を行政に反映することを心掛けています。

また、子どもたちは「学級憲章」づくりを通して、子どもの権利を学んでいます。

「富谷市子どもにやさしいまちづくり」は、行政の取組にとどまることなく、市民や企業、地域社会の皆様と共に「オールとみや」で取り組んでいけるよう、令和8年度より「富谷市子どもにやさしいまちづくり条例」を推進してまいります。



子どもにやさしいまちづくり宣言カード



生徒会サミット